

伏見区基本計画の策定方針（案）

1 策定の趣旨

伏見区では、平成13年1月に京都市基本計画の地域別計画として策定した伏見区基本計画（以下、「現基本計画」という。）の下、区民、事業者、行政のパートナーシップにより各種取組を推進してきたが、現基本計画は平成22年末に10年の計画期間を終えることから、その後継として、新たな伏見区基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定する。

少子高齢化や人口減少社会の到来、地方の厳しい財政状況などの中、基本計画は、現基本計画下で進んだ区民と事業者、行政の「共汗」によるまちづくりを更に発展させ、今後の地域主権時代のモデル都市を目指す計画としなければならない。

また、基本計画は、行政と区民が将来のビジョンを共有し、共に行動する指針とするため、策定に当たっては、積極的な区民参加を図る。

なお、基本計画は、京都市基本計画とは同列・補完の関係にあるものとする。

2 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成23年度から10年間とする。

3 基本計画の特徴

ア 中長期的な「まちづくりの指針」

伏見区の将来像や目指すべき方向性について、伏見区の特徴（現状と課題）を踏まえた中長期的な「まちづくりの指針」としてまとめる。

イ 具体的な取組目標の設定と役割分担の明確化

今後10年間の取組目標については、区民の取組、行政の取組、区民と行政の協働の取組を明確にしたうえで、具体的に定める。（点検・評価の方法も検討）

ウ わかりやすい計画

区民と共有する将来ビジョン（目標）を明確にするため、わかりやすく共感が得られるようなキャッチフレーズ（標語）を定めるなどの工夫をする。

4 基本計画の策定方法

伏見区基本計画について、区長の諮問に応じ、調査、審議するため、伏見区基本計画策定委員会を設置する。また、伏見区住民円卓会議や基本計画案に対するパブリックコメントなどを実施し、区民意見を最大限に反映させるとともに、策定経過を広く区民に周知する。